

社会福祉法人優幸会役員等 報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人優幸会（以下、「法人」という。）の定款第21条の規程に基づき、法人の役員等の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における役員等とは、理事長、副理事長、理事、及び監事をいう。

(報酬)

第3条 第2条に規定する役員等の内、継続的且つ定期的に就業する役員等に対し、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、評議員会の決議を経て、別表1に定める額を報酬として支給することができる。

2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会へ出席した時は次の別表2のとおり役員会出席報酬を支給する。

3 翌年度の報酬額は、年度末に開催される評議員会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

(通勤手当)

第4条 通勤手当は、法人給与規程第12条に規定する通勤手当の支給要件に該当し、継続的且つ定期的に就業する役員等に支給する。

(報酬の支給方法)

第5条 役員等報酬は、法令の規定に基づき控除すべき金額を控除し、その残額を通貨または当該役員等の指定する金融機関口座に毎月25日（その日が休日または金融機関の休業日に当たる時はその前日）に振り込む方法により支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等が法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

(出張旅費)

第7条 役員等が法人業務のため出張する場合は、法人の旅費支給規程に規定する額を支給する。

(退任)

第8条 第3条に定める役員等が退任もしくは死亡した時は、その日までの日割り計算により、報酬及び通勤手当を支給する。

2 第3条に定める役員等が退任した時は、評議員会の決議を経て、退職時の報酬月額に別表3の勤務年数に応じて定めた支給率を乗じて算出した額を参考とし、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、支給率を加減算して支給することができる。

(適用除外)

第9条 第2条に定める役員等で施設の職員を兼務する場合は、この規程を適用しない。

(改正)

第10条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

(実施期日)

平成29年 4月 1日 制定・施行

平成30年 4月 1日 改正・施行

(旧規程の廃止)

社会福祉法の改正に伴い平成18年9月1日制定の役員報酬規程は、これを廃止する。

別表1 役員等報酬表

号 俸	支 給 基 準 額
1号俸	月額 50,000円
2号俸	月額 100,000円
3号俸	月額 150,000円
4号俸	月額 200,000円
5号俸	月額 250,000円
6号俸	月額 300,000円
7号俸	月額 350,000円
8号俸	月額 400,000円
9号俸	月額 450,000円
10号俸	月額 500,000円
11号俸	月額 550,000円
12号俸	月額 600,000円
13号俸	月額 650,000円
14号俸	月額 700,000円
15号俸	月額 750,000円
16号俸	月額 800,000円
17号俸	月額 850,000円
18号俸	月額 900,000円
19号俸	月額 950,000円
20号俸	月額 1,000,000円

別表2

名 称	報酬額 (1回)
役員会出席報酬	源泉所得税控除後 5,000円

別表 3

勤続年数	支給率	勤続年数	支給率
1年	0.0	14年	4.3
2年	0.2	15年	4.5
3年	0.5	16年	4.8
4年	0.8	17年	5.0
5年	1.3	18年	5.3
6年	1.8	19年	5.5
7年	2.3	20年	5.8
8年	2.8	21年	6.0
9年	3.0	22年	6.5
10年	3.3	23年	7.0
11年	3.5	24年	7.5
12年	3.8	25年	8.0
13年	4.0	以下打ち切り	